

茨木市ふるさと寄附金返礼品協力事業者募集要項

1 目的

茨木市では、本市及び本市特産品等の魅力を広くPRするとともに、市内産業の活性化を図るため、市外在住の寄附者（個人）にお礼の意味を込めて商品やサービス（以下「返礼品」という。）を贈呈しています。

そこで、より多くの市外の方とのつながりを築き、茨木市に興味と愛着を持っていただくため、返礼品の提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集するものです。

2 本市ふるさと寄附金に係る委託業者

返礼品における取扱業務全般を、以下の業者へ委託しています。

株式会社さとふる

- ・運営サイト「さとふる」
- ・提携サイト「ふるさとチョイス」「楽天ふるさと納税」「ふるなび」「ANA のふるさと納税」「au PAY ふるさと納税」「セゾンのふるさと納税」「ふるラボ」「JRE MALL ふるさと納税」「KABU&ふるさと納税」「Yahoo!ふるさと納税」「アマゾンふるさと納税」

3 登録要件

（1）協力事業者

次の要件を全て満たすこと。または、ア～キの要件を全て満たす事業者が連携した事業者であること。

ア 生産・製造・販売等に関する法令等を順守していること。

イ 原則、本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、農園等のいずれかが茨木市内にある法人または個人事業者（以下「事業者」という。）であること。

ウ 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団員等でない者。

エ 茨木市税の滞納がないこと。

オ 返礼品の提供に係る問い合わせ、トラブル（配送に関するトラブルを含む）、クレーム、損害賠償等に適切かつ誠実な対応ができること。

カ ふるさと納税制度の趣旨を理解し、適切な制度運営のための茨木市及び委託事業者の要請等に適切に対応できること。

キ 自社の広告媒体等を通じて、茨木市ふるさと寄附金事業及び返礼品のPRに積極的に取り組むことができること。

（2）返礼品

次の要件を全て満たすこと。

ア 茨木市で生産、製造、加工又はサービス提供（体験を含む）されているなど、平成31年4月1日付総務省告示第179号が示す地場産品基準及びその他総務省が定める基準を満たすも

の（別紙参照）。

- イ 飲食物については、到着後 5 日間程度の賞味（消費）期限が保証されるものであること。
- ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なもので、期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。
- エ 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法、不正競争防止法など、関係法規を遵守し、違反していないものであること。
- オ 公序良俗に反していないこと。
- カ 平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号総務大臣通知「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」により通知された、「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品」（例：金銭類性の高いもの、資産性の高いもの、価格が高額なもの）に該当しないものであること。

4 協力事業者及び返礼品の登録解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- ア 返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。
- イ 返礼品提供事業者又は返礼品が登録要件に規定する事項を満たさなくなったとき。
- ウ 総務省が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと本市が判断したとき。
- エ 返礼品の生産、製造若しくは販売等が廃止、または中止されたとき。
- オ 登録内容に虚偽があったとき。
- カ 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は損害を及ぼす恐れがあるとき。
- キ 返礼品に関する寄附者からのクレームに対する返礼品提供事業者の対応に重大な不備があると本市が判断したとき、又は、同様のクレームが多発したとき。
- ク その他、ふるさと納税制度の運用に支障をきたす行為があったとき。

5 返礼品の上限額等について

返礼品代及び送料は市が負担します。寄附金額に対し返礼品の上限額及び市の負担上限額は下表のとおりです。

寄附金額	返礼品の上限額 (税込)	市の負担上限額	市の負担 割合	対応サイト
7 千円	1, 7 5 0 円	1, 7 5 0 円	25%	さとふる、ふるさとチョイス 楽天ふるさと納税、ふるなび ANA のふるさと納税、ふるラボ
8 千円	2, 0 0 0 円	2, 0 0 0 円		
9 千円	2, 2 5 0 円	2, 2 5 0 円		
1 万円	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	30%	au PAY ふるさと納税 セゾンのふるさと納税 JRE MALL ふるさと納税 KABU&ふるさと納税 Yahoo!ふるさと納税 アマゾンふるさと納税
1 万 1 千円	3, 3 0 0 円	3, 3 0 0 円		
⋮	⋮	⋮		

※寄附金額は 7 千円以上・千円単位での設定ができます。

※返礼品の申込みは1事業者50品を上限とします。ただし、申込状況等により上限数を調整する場合があります。

※申込状況により、寄附金額の下限を調整する場合があります。

6 協力事業者のメリット

- (1) 「ふるさと納税（寄附金）制度」を通じた新たな販売経路ができます。
- (2) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、事業者名などが掲載され、商品等及び事業者のPRができます。
- (3) 返礼品発送時に、自社商品等のパンフレットを同封することで、自社商品等の販売促進、PRが可能です。
- (4) 返礼品に関する配送費用は市が負担します。

7 募集期間

随時募集しています。

8 応募方法

下記の書類に必要事項を記入し、茨木市まち魅力発信課までご提出ください。

- (1) 茨木市ふるさと寄附金返礼品協力事業者参加申込書
- (2) 茨木市ふるさと寄附金返礼品協力事業者参加申込に係る誓約書
- (3) 誓約書
- (4) 事業者概要及び返礼品内容がわかる資料（任意様式・パンフレット等でも可）

9 審査等

提出書類による事業者登録は市が審査を行い、その結果を当該応募事業者に通知します。

返礼品登録は、総務省等の確認、市の審査を行います。

10 個人情報の保護

協力事業者は、原則、個人情報を取扱うことはありません。ただし、取扱いが必要となった場合は、茨木市個人情報の適正な取扱いに関する基本方針・取扱指針及び関係法令を遵守してください。提供された寄附者の個人情報は、返礼品取扱いに関すること以外の目的に使用することはできません。

11 留意事項

- (1) 返礼品の登録については、総務省の確認を行うため相応の時間（1～2か月程度）を要します。
- (2) 協力事業者は、委託業者と返礼品の調達、在庫管理、配送、支払い等に関する売買契約を締結する必要があります。
- (3) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯かつ速や

かに対応し解決に努め、苦情内容、対応について市へ報告するものとします。その際、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。

(4) 原材料・製造工程・原産地等の内容に変更が生じた場合、速やかに所定の手続きを行い消費者保護に努めてください。

(5) 総務省の基準改訂や市の運用変更により本要項を変更する場合があります。

12 申込み・問合せ先

茨木市 企画財政部 まち魅力発信課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

TEL : 072-620-1602 (直通)

Email : machimiryoku@city.ibaraki.lg.jp